**熊本県土木部「週休２日試行工事」実施要領**

第１条（趣旨）

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休２日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休２日試行工事」を実施する。

　なお、週休２日試行工事の対象のうち、受注者が週休２日による工事実施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休２日試行工事として施工できる「受注者希望型」を実施する。

第２条（対象工事）

熊本県土木部が発注する建設工事のうち、原則として土木工事で設計金額７千万円以上、営繕工事で設計金額１億３千２百万円以上を対象とする。

（営繕工事の場合、分離発注した同一現場の全ての設備工事も対象とする。）

ただし、以下の工事は除く。

①工期や作業工程に制約がある工事

②緊急を要する工事（災害復旧工事など）

③施工個所が点在する維持補修工事（道路維持補修委託など）

④港湾工事（港湾請負工事積算基準の積算体系によるもの）

⑤その他発注者が指定する工事

第３条（発注手続き）

①当初設計については、第５条に示す週休２日による間接工事費等の補正をせず積算し発注する。

②入札公告等及び特記仕様書に、受注者希望型の「週休２日試行工事」であることを明示する。（別紙１、２参照）

第４条（試行方法）

（１）対象期間

　　対象期間は、工事着手日から完成日までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（２）週休２日の定義

本県が試行する受注者希望型の「週休２日試行工事」における「週休２日」とは、４週６休以上の休日（現場閉所）を確保することをいう（曜日の特定はない）。やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替えの休日（現場閉所）を確保するものとする。

（３）休日（現場閉所）の定義

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め１日を通して、現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（４）受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休２日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休２日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

（５）休日（現場閉所）取得計画実績表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休２日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙３参照）を監督員に提出する。休日（現場閉所）取得計画実績表の作成に当たっては、上記「（２）週休２日の定義」を反映させることとする。

（６）看板等による表示

受注者は「週休２日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙４参照）

（７）実施報告

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況をとりまとめ、毎月、監督員に提出する。

（８）確認の方法

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

第５条（間接工事費等の補正）

【土木工事】

休日（現場閉所）の達成状況に応じた、以下の（１）から（３）までの補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて、変更契約時に補正するものとする。

なお、労務費のうち労務費分が明らかとなっていない市場単価については補正の対象としない。

（１）４週８休以上

　　休日（現場閉所）の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の場合

①労務費　　　　　１．０５

②機械経費（賃料）１．０４

③共通仮設費率　　１．０４

④現場管理費率　　１．０５

（２）４週７休以上４週８休未満

　　休日（現場閉所）の割合が２５．０％（７日／２８日）以上２８．５％未満

の場合

①労務費　　　　　１．０３

②機械経費（賃料）１．０３

③共通仮設費率　　１．０３

④現場管理費率　　１．０４

（３）４週６休以上４週７休未満

　　休日（現場閉所）の割合が２１．４％（６日／２８日）以上２５．０％未満

の場合

①労務費　　　　　１．０１

②機械経費（賃料）１．０１

③共通仮設費率　　１．０１

④現場管理費率　　１．０２

【営繕工事】

休日（現場閉所）の達成状況に応じた、以下の（１）から（３）までの補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じて、変更契約時に補正するものとする。

（１）４週８休以上

　　休日（現場閉所）の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の場合

１．０５

（２）４週７休以上４週８休未満

　　休日（現場閉所）の割合が２５．０％（７日／２８日）以上２８．５％未満

の場合

１．０３

（３）４週６休以上４週７休未満

　　休日（現場閉所）の割合が２１．４％（６日／２８日）以上２５．０％未満

の場合

１．０１

【土木・営繕工事共通】

変更契約後、工事完成日まで、所定の休日（現場閉所）の割合を下回らないよう留意すること。

また、休日（現場閉所）の割合の達成状況を確認後、４週６休に満たないもの、及び工事着手前に週休２日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更契約の対象としない。

附則

本要領は平成３１年（２０１９年）４月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。